

議事録

平成 27 年度第 2 回食品衛生推進会議
平成 27 年 11 月 10 日（火）14:00～
新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

	1 開 会
衛生課長	ただいまより、平成 27 年度第 2 回新宿区食品衛生推進会議を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます衛生課長の吉井でございます。よろしくお願いいたします。 開会にあたりまして、新宿区保健所長の高橋より、ご挨拶を申し上げます。
保健所長	< 保健所長 あいさつ >
衛生課長	続きまして、議事に入ります前に推進員の皆様の出欠状況についてご報告いたします。新宿区食品衛生推進会議設置要領第 6 に基づき、推進会議は推進員の半数以上の出席をもって成立します。本日は、平成 27 年度食品衛生功労者並びに食品衛生優良施設の表彰式が開催されるため、松川会長、後藤推進員及び東京食品新宿総合事務所の熱田所長及がご欠席です。また、小坂推進員、小川推進員、香山推進員がご欠席との連絡が入っておりますが、現在 7 名の推進員にご出席いただいておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。 また、同要領第 8 に基づき本会議及び会議録は原則公開となりますが、座長が業務上の秘密保護等に配慮することは可能ですので、その場合はご発言の前に「公開希望しない」旨お伝えください。 初めに、議事に入る前に資料の確認をいたします。本日の資料は資料 1 から 3 です。お手元の資料をご確認ください。 【資料 1】：平成 28 年度新宿区食品衛生監視指導計画（素案） 【資料 2】：永野推進員の説明資料 【資料 3】：食品衛生カレンダー 2016 それでは、これより議事に入ります。 以後の議事進行につきましては、松川座長が欠席のため、浪花副座長にお願いいたします。それでは、浪花副座長、よろしくお願いいたします。
副座長	<副座長 挨拶> では、ここからの進行は、私 浪花が務めさせていただきます。 議事の円滑な進行に皆さまご協力くださいますようお願い申し上げます。
	2 議事 (1) 平成 28 年度新宿区食品衛生監視指導計画について
副座長	それでは、議事に入ります。始めは来年度 28 年度の新宿区食品衛生監視指導計画についてです。例年と同様に、今回の会議におきましても、推進員の皆様方からご意見をいただきたいと思っております。 計画素案の内容について、まず衛生課長からご説明をお願いいたします。

議事録

平成 27 年度第 2 回食品衛生推進会議
平成 27 年 11 月 10 日（火）14:00～
新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

衛生課長

まず、「食品衛生監視指導計画」について説明いたします。

監視指導計画は、食品衛生法第 24 条により、区長が毎年度定めなければならないと規定されております。また、計画の中で、次の事項について定めることとなっております。

- 1 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 2 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 3 当該都道府県等と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項
- 4 その他監視指導実施のために必要な事項

新宿区では毎年度、これらの事項を踏まえ、区の実情に応じた監視指導計画を策定し、計画に沿って業務を行っております。

それでは、【資料 1】来年度の監視指導計画（素案）の内容について説明をいたします。

食品衛生監視指導計画のなかでは、重点監視指導事項として重要な柱を三本設定しております。

来年度も今年度に引き続き、

- (1) 食肉類の生食・加熱不足による食中毒対策
- (2) ノロウイルスによる食中毒対策
- (3) 輸入食品の安全確保

の 3 点を重点監視事項として計画を策定していきたいと考えております。

まず、「(1) 食肉類の生食・加熱不足による食中毒対策」についてです。

平成 27 年、新宿区内では、カンピロバクターによる食中毒が 4 件発生しました。いずれも、食肉の生食や加熱不十分の肉料理が原因と推定されました。一方、腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒は、平成 27 年新宿区内では発生がないものの、東京都内で 5 件発生しています。具体的には、生または、生に近い料理を出している飲食店の一覧表をもとに、衛生的な取扱いを行うよう監視指導してまいります。

豚を含む獣畜および家きんの肉や内臓は、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌 O157 等の菌が付着している可能性があるため、必要な加熱を行うよう、従来からくり返し指導を行ってきました。平成 27 年 6 月 2 日付の厚生労働省医薬食品局食品安全部長からの「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」で、豚の食肉の生食用として販売等が禁止されました。これらを踏まえた取扱いがなされるよう、周知・指導について徹底してまいります。

次に、「(2) ノロウイルスによる食中毒対策」についてです。

近年のノロウイルスの主流株は、遺伝子型 G II・4 のノロウイルスです。平成 26 年冬から平成 27 年春までは、これまで世界的にあまり検出されていなかった遺伝子型 G II・17 が多くの食中毒事例から検出されました。今後、G II・17 による大規模な集団発生も危惧されています。

そこで、小児・高齢者等の抵抗力の弱い集団が利用する保育園・学校・高齢者福祉施設や、大量調理を行う集団給食施設を中心に、監視指導してまいります。その他、ホテル、宴会場、集団給食施設、カキ等二枚貝取扱施設に対して、調理従事者の健康管理や施設・食品等の衛生管理について重点的に監視指導を行います。

「(3) 輸入食品の安全確保」については、昨年に引き続き、区内で流通する輸入食品について、収去検査及び表示監視を実施します。輸入食品の安全確保を図るため、区内に流通

議事録

平成 27 年度第 2 回食品衛生推進会議
平成 27 年 11 月 10 日（火）14:00～
新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

	<p>する輸入食品の食品添加物や残留農薬等の検査および遺伝子組み換え食品検査を実施します。また、区内に流通する食品の表示適正化を図るため、輸入者や販売業者に対し、食品衛生法に基づいた適正な表示を徹底するよう監視指導を行います。</p> <p>次に、重点監視事項以外で新たに計画に盛り込んでいきたい内容についてです。昨年と変更した点は、資料にありますように 3 点考えております。</p> <p>1 点目は、(8) の食品表示です。</p> <p>食品表示につきましては、昨年から計画しておりますが、食品表示基準が消費者庁から示されたのが、平成 27 年 3 月 20 日で、今年度の計画には食品表示法がありませんでした。食品表示は、食品衛生法の他、JAS 法・健康増進法などにより規制されてきましたが、平成 27 年度からは、食品表示法による規制となりました。消費者庁、東京都、農林水産省関東農政局東京地域センター、保健所の健康増進法担当や医薬品医療機器等法担当と連携協力しながら適正表示の推進に努めます。</p> <p>食品等の適正な表示は、消費者が食品の購入する際、その内容を正しく理解し、的確に選択するのに役立ちます。また、違反食品等の責任の所在や製品回収等の措置を迅速かつ効果的に行うためにも不可欠なものです。</p> <p>2 点目は、(9) の東京オリンピック・パラリンピックに向けての監視指導 です</p> <p>平成 32 年（2020 年）に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて、関連施設の衛生基準の向上を図るため、大規模施設や宿泊施設の調理施設に対して監視指導します。国立競技場などの競技開催予定施設などで、設計段階から衛生面について指導して行きます。</p> <p>3 点目は、(10) の 路上営業等の監視指導 です。</p> <p>平成 27 年 4 月に都食品製造業等取締条例が改正され、平成 27 年 10 月から、新しい弁当等人力販売業の許可制度が施行されました。路上営業等で販売されている食品による事故の未然防止と、適正表示された食品の販売の徹底を図るため、これらの業態の食品事業者を監視指導します。</p> <p>来年度の監視指導計画で新たに盛り込んでいきたい内容は以上です。</p> <p>この計画素案について、皆様からご意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。</p>
副座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、皆様方から、来年度の監視指導計画で盛り込んでいく内容について、ご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>どの項目でも構いませんので、ぜひご意見をお願いいたします。</p>
三宅推進員	<p>重点的監視指導事業（1）食肉の生食、加熱不足による食中毒対策の中で、「周知・指導について徹底してまいります。」とありますが、具体的にはどのような方法をお考えでしょうか？</p>
衛生課長	<p>肉の生食を提供している施設を把握していますので、監視指導を強化するとともに、営業者及び一般消費者に対して、新宿区の広報やホームページ等で普及啓発をして参ります。</p>

議事録

平成 27 年度第 2 回食品衛生推進会議
平成 27 年 11 月 10 日（火）14:00～
新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

三宅推進員	国際化とともに、厨房内でも外国人の方が増えています。外国人向けの英語、中国語、韓国語のパンフレットを用いて指導していますが、言葉の壁があり、衛生教育に苦勞していますので、今後保健所でも対策を検討して頂ければと思います。
奥住推進員	ホテルとして今回の監視指導計画の中で一番関わってくるのが、「オリンピック・パラリンピック」の項目です。オリンピック時にケータリングなど外に食事を持っていくケースも考えられ、現段階でどのような道筋になるか不明なため、早めに情報提供を頂き、準備をしていきたいと考えております。
永野推進員	確認ですが、新国立競技場は新宿区ということでしょうか？
衛生課長	はい、新宿管内となります。
副座長	皆様、ありがとうございました。 それではここで、計画策定までの流れを確認します。衛生課長より、ご説明をお願いします。
衛生課長	皆様、貴重なご意見ありがとうございました。 【資料 1】の 3 枚目に「平成 28 年度食品衛生監視指導計画策定までの予定」が書かれていますので、そちらをご覧ください。本日皆様からご発言頂きましたご意見を参考に、来年度の監視指導計画の最終案作りに着手いたします。その後、来年 1 月に計画（案）を策定し、皆さまのところへ送付いたします。 計画（案）について、再度ご意見がありましたら、広報 1 月 25 日号及び区のホームページにて、皆様からご意見を募集する予定でございますので、その折にご意見をお寄せ頂きたいと思っております。 意見募集後、意見の整理と修正事項を検討し、最終的な計画の策定は 3 月下旬を予定しております。
副座長	では、次の議事である「各推進員からの情報提供」にうつりたいと思います。
副座長	（2）食品衛生に関する各推進員からの情報提供 東京都内では、夏の間（8,9 月）は発生のなかったノロウイルス食中毒ですが、10 月からまた食中毒が発生し始めました。新型のノロウイルス（GII. 17）が流行する恐れがあるということで、皆様方もこれからノロウイルスのシーズンに向けて衛生管理対策を考えていらっしゃるでしょうかと思います。 そこで、各推進員の皆様方に、今後年末年始に向けて計画していることなどについてご発言いただきたいと思っております。 皆様方からのご発言を伺う前に、まず初めに、永野推進員より、「カタログ商品の苦情事例について」ご説明していただきます。こちらはスライドのみで、皆様への配布資料はございませんが、日本食品衛生学会学術講演会でのエクスクーションの様子を資料にしてみましたので、【資料 2】をご覧ください。それでは、永野さん、よろしく願いいたします。

議事録

平成 27 年度第 2 回食品衛生推進会議
平成 27 年 11 月 10 日（火）14:00～
新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

永野推進員	<カタログ商品の苦情事例について説明>
副座長	永野さん、ありがとうございました。 それでは、続いて、冬のノロウイルス対策等について皆様から情報提供をいただきたいと思 います。何でもかまいませんので、一言ずついただければと思います。
三宅推進員	新型ノロウイルス対策として、注意喚起の社内通知を前倒しで行っています。
奥住推進員	例年の対策に加え、ノロウイルス GII. 17 対応として、従業員に病院でノロウイルスの簡 易検査を受けさせないことと、嘔吐物処理のトレーニングをしています。嘔吐物処理は火事 と同じで普段のトレーニングが重要です。10 月に嘔吐物処理キットの位置や手順の確認を行 いました。今後、毎月の自主点検の際に、現場でも確認していきます。
飯田委員	ノロウイルス対策としては、まず手洗いの徹底をしています。また、10 月に全従業員を対 象とした検便検査を実施しました。対応に苦慮している点としては、先ほど奥住推進員から もお話がありましたが、ノロウイルス GII. 17 は簡易検査で検出されない場合もあるとい うことで、体調不良者が病院の検査でノロウイルスが陰性だった場合に、仕事に復帰させる かという点です。また、外国人従業員の手洗い指導についてですが、ある程度は指導でき るのですが、「手を洗わないとどうなるのか？」といった踏み込んだ内容まで理解してもら うのが困難です。食中毒事例を含めた、外国人向けの教材が望まれます。
永野委員	社内でノロウイルスについての注意喚起を行い、体調不良者は自己申告してすぐに休んで 頂きます。飲食店の体調不良者については、検便検査を実施します。
唐澤推進員	冬場、コンビニでのおでん販売についてです。おでんの蓋をしていない場合、ショウジョ ウバエが匂いにつられてやってきて、中に入ってしまう可能性があります。異物混入対策と して、きちんと蓋をするように指導して頂きたいと思います。また、店側が蓋をしない理由 としては、透明のプラスチックの蓋が劣化すると半透明になり、中が見えにくくなるとい う点が挙げられますので、蓋の材質の改善も望まれます。
石毛推進員	地域の状況について情報収集を行い、必要に応じてアドバイスをしていければと思っ ております。以前、推進会議で嘔吐物処理のデモンストレーションを行って頂いたことがあり、 とても分かりやすかったので、広報紙に載せて頂ければと思います。
副座長	ありがとうございました。 以上で議事は終了です。皆様、議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。 次に、保健所からの情報提供について、衛生課長お願いいたします。
	3 保健所からの情報提供
課長	今日皆様に配布しました食品衛生カレンダーについてご説明いたします。

議事録

平成 27 年度第 2 回食品衛生推進会議
平成 27 年 11 月 10 日（火）14:00～
新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

2016 年版の食品衛生カレンダーにつきましては、食品衛生協会と共同で制作しました。食品衛生協会の組織部員である三宅推進員と後藤推進員には、カレンダー作成にご協力頂きまして、誠にありがとうございました。

本年度は、3600部を、11月16日から区内出張所・保健センター等で配布いたします。では、このカレンダーの内容について、簡単に説明していきます。

まず、全体のレイアウトですが、新宿区食品衛生協会のオリジナルキャラクター「新宿あわわ」を毎月使用し、統一感を出しました。

1 月は、「手洗い」の内容です。洗い残しやすいポイントを解説しています。

2 月は、「食中毒予防 3 原則」について、

3 月は、「カンピロバクター」について、

4 月は、行楽の時期ですので「安全なお弁当作り」について、

5 月は、区内では肉の生食による食中毒が多いため、「生肉の取扱い」について、

6 月は、食育月間なので、「野菜をもう 1 皿食べよう」という記事になっております。

7 月は、夏の行楽シーズンに入りますので、「バーベキューや焼肉での注意点」について、

8 月は、食品衛生月間ですので、細菌性食中毒を予防するため「食品購入時の注意点」について、

9 月は、サンマ等が旬である秋に発生しやすい「アニサキス」食中毒について、それぞれ掲載しています。続いて、

10 月は、毒キノコによる食中毒が発生しやすいので「有毒植物」について、

11 月は、「ノロウイルスの感染ルート」について、そして、

12 月は、「ノロウイルス感染予防のための消毒方法」について掲載しています。

ぜひ皆様でご活用ください。保健所からの情報提供は以上です。

副座長 それでは皆様、長時間にわたりまして、会議の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。今後とも皆様とともに、積極的な推進活動を展開していくことを確認いたしまして、本日の会議を終了したいと思います。

では、進行を衛生課長にお返しいたします。

衛生課長 皆様、長時間にわたりまして、ご討議いただきまして、ありがとうございました。先程も副座長からお話がありましたように、今後とも推進員活動をよろしく願いいたします。

終わりに、事務連絡をさせていただきます。

新宿区食品衛生推進員設置要綱第 5 条には推進員の責務として、「講習会を受講し、その職務を遂行するために必要な知識・技術等の習得に努めなければならない」と規定されています。

既に皆様方へは案内が届いているかと思いますが、10 日後の 11 月 20 日（金）14 時より、食品衛生センターで推進員講習会が開催されます。この講習会では、最新の食品衛生情報を聞くことができますので、お忙しいところ恐縮ですが、ぜひご出席の程、よろしくお願いいたします。

なお、この日に都合の悪い方は、11 月 24 日（火）に立川グランドホテルで行われる同じ内容の講習会に振り替えることもできますので、ご都合の悪い方は、振替をご利用ください。

議事録

平成 27 年度第 2 回食品衛生推進会議
平成 27 年 11 月 10 日（火）14:00～
新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

それでは、これで平成 27 年度第 2 回推進会議は終了とさせていただきます。皆様、お忙しいなかご出席いただきまして、ありがとうございました。